

長泉町公告

入札執行公告

長泉町の町有財産（土地）の売払いについて、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び長泉町契約規則（平成5年長泉町規則第14号。以下、「契約規則」という）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年7月30日

駿東郡長泉町長 池田 修

記

1 入札執行者 長泉町長 池田 修

2 入札に付する事項

(1) 物件番号 1

ア 所在地 長泉町下長窪字尾尻54番2 ほか5筆

イ 物件呼称 池田柵線道路事業代替地

ウ 最低入札価格 36,000,000円

(2) 物件番号 2

ア 所在地 長泉町南一色字大林86番21

イ 物件呼称 道路事業代替地

ウ 最低入札価格 20,900,000円

3 入札に参加する者に必要な事項

入札参加資格を有する者は、日本国内に住民登録をしている個人、又は日本国内で法人登録をしている法人とし、かつ次の各号に該当しない者とする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

(2) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者

(3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から3年を経過しないもの

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所

からの更生手続開始の決定がされていないもの

- (5) 売却物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- (6) 次のアからキのいずれかに該当する者
- ア 暴力団
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 売却物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (7) 入札参加申込書を指定した期日までに提出しなかった者
- (8) 入札参加申込書及びこれに添付する書類について、その記載内容が入札参加条件に適合しない者、不備又は不正のある者
- (9) 町税を滞納している者

4 入札方法及び手続き等

持参または郵送による。なお、全ての入札案件に共通する事項については、町有地売却一般競争入札心得（以下、入札心得という。）及び入札心得に定める各様式を参照すること。入札心得及び入札心得に定める各様式は、長泉町のホームページに掲載する。

- (1) 入札・開札の日時 入札…令和7年8月27日（水）午前8時30分から
令和7年8月28日（木）午後5時15分まで

開札…令和7年8月29日（金）午前9時より順次開札

(2) 入札参加の申込

入札に参加しようとする者は、入札心得及び入札心得に定める各様式に基づき、令和7年7月31日（木）から令和7年8月7日（木）までの間に必要な書類を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、申込時に提出した書類に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札心得、契約規則、その他長泉町の入札及び規定に示した条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

有効な入札のうち、最低入札価格以上で、最高の価格をもって入札した者を落札者として決定する。なお、政令第167条の9の規定に基づき、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上いる場合には、開札後、当該入札者によるくじ引きで落札者を決定する。その際、くじを引かない者があるときは、入札事務に関係の無い職員にくじを引かせるものとする。

(5) 契約の締結

ア 落札者は、落札後速やかに町有財産売払申請書を提出しなければならない。

イ 落札者は、落札決定の日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）に町有財産売買契約書に従って売買契約を締結する。

ウ イに記載の期限までに契約を締結しない場合には、落札者としての権利を失う。

(6) 契約保証金

ア 契約保証金 納付期限…契約締結の日まで

（契約保証金は、契約金額の10分の1以上とする。）

イ 契約保証金は、売買代金と契約保証金との差額の支払いと同時に、売買代金に充当する。

ウ 契約保証金は、落札者が次のいずれかに該当することにより長泉町が契約を解除するときは、長泉町に帰属し、落札者には返還しない。

(7) 落札者が売買代金を期限内に完納しない場合

(8) 契約締結後、契約について不正の事実が発見された場合

(9) 法令等又は契約に違反した場合

5 売買代金の支払い方法

売買代金と契約保証金との差額について、契約の効力が発生した日以後に長泉町が発行する納入通知書により、当該納入通知書の発行日から起算して30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）に、指定金融機関又は指定代理金融機関（納入通知書に記載。）にて納付すること。

6 所有権の移転及び費用負担

(1) 所有権の移転

ア 売買代金が完納された時に、所有権が移転するものとする。

イ 所有権移転の登記手続きは、長泉町が行うものとする。

ウ 落札者は、登記嘱託請求書をあらかじめ提出する。

(2) 売買物件の引渡し

所有権が移転した時に、売却物件の引渡しがあったものとする。

(3) 現状有姿による引渡し

ア 売却物件は、契約締結時において土地に付随し、あるいは定着するもの一切を含み、越境物、工作物等を含めて、現状有姿にて引き渡すものとする。

イ 売買契約書（長泉町保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、この契約の締結及び履行並びに所有権移転登記に関して必要な費用は、全て落札者の負担とする。

7 その他

(1) 申請書及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された申請書及び申込書等の書類は、返却しないものとする。

(3) 契約書案は、長泉町役場企画財政課で交付し、入札心得及び入札心得に定める様式は長泉町のホームページに公開する。

なお、入札参加者は、入札心得を熟読し、遵守すること。

8 入札に関する問い合わせ先

〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828番地

長泉町 企画財政課 財務契約チーム

電話番号 055 (989) 5503

FAX 番号 055 (989) 5585

E-mailアドレス zaimu@town.nagaizumi.lg.jp